地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第十四号の総務省令で定める事務） **第十四条**　法別表第十四号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～八　略］ 九　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第七条第一号から第十九号の三まで若しくは第二十号の規定による受付又は同条第二号、第九号、第十三号、第十三号の二、第十三号の六、第十四号、第十八号、第十九号の四、第二十一号若しくは第二十二号の規定による引渡し ［十～十九　略］	（法別表第十四号の総務省令で定める事務） **第十四条**　［同上］ ［一～八　同上］ 九　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第七条第一号から第十九号の三まで若しくは第二十号の規定による受付又は同条第二号、第九号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号の四、第二十一号若しくは第二十二号の規定による引渡し ［十～十九　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。